

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和八年二月十九日

同	同	同	広島県監査委員
三	門	福	森
田	前	知	川
利		基	家
江	智	弘	忠
子			